

◇参加表明に係る質問に対する回答(8/20~8/28受付分)

No	質問事項	回答	適用資料・法令
1	設計業務等および建設工事業務での評価実績に関して、難易度の高い工事の施工実績となるため、事務所等の定義を延床面積10,000m ² 以上の賃貸事務所ビルも含まれると考えてよいか。	評価実績(評価基準)に係る設計等業務及び建設工事業務について、評価基準は「庁舎、事務所等(令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型4の第2類に該当)」と定めており、一般的な賃貸事務所ビルについては「庁舎、事務所等(令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型4の第1類に該当)」するため、原則対象外となります。	【適用公告資料】 ・別添 評価基準 【参考資料1】 ・令和6年国土交通省告示第八号
2	設計業務等および建設工事業務での評価実績に関して、JR北海道および農業協同組合連合会発注の工事は、国、地方公共団体等に含まれると考えて加算点をもらえると考えてよいか。	評価実績(評価基準)に係る設計等業務及び建設工事業務について、評価基準は「国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合」と定めております。 北海道旅客鉄道株式会社は、建設業法施行規則第18条に定める法人に該当いたします。 農業協同組合連合会は、対象外となります。	【適用公告資料】 ・別添 評価基準 【参考資料2】 ・建設業法施行令第四十五条 ・建設業法施行規則第十八条 ・法人税法別表第二
3	設計業務等および建設工事業務での評価実績に関して、地方公共団体が発注した延床面積3,500m ² 以上の病院建物も実績として考えることは可能か。	配置予定技術者の実績(評価基準)に係る設計等業務及び建設工事業務について、評価基準は「庁舎、事務所等(令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型4の第2類に該当)又は博物館、図書館等(同類型12の第2分類に該当)で延べ面積2,500m ² 以上の建築物」と定めております。 病院は、医療施設(令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型10)に該当するため、対象外となります。	【適用公告資料】 ・別添 評価基準 【参考資料1】 ・令和6年国土交通省告示第八号
4	価格評価点（35点満点）での概算工事費は、設計および設計・監理費用を除いた役場庁舎と文化交流施設に係る建築工事費と考えてよいか。	概算工事費は以下の業務一式とします。 ・役場庁舎に係る設計・監理 ・役場庁舎に係る建築工事 ・文化交流施設に係る設計・監理 ・文化交流施設に係る建築工事 ・公園・広場等に係る設計	【適用公告資料】 ・技術提案書 別記様式第18号

No	質問事項	回答	適用資料・法令
5	令和7年12月に予定されている契約範囲に、実施設計費用だけではなく、建築工事費と監理費用も含まれると考えてよいか。	令和7年12月に予定している契約については、役場庁舎の実施設計、工事監理、建築工事を含めた契約を想定しております。 なお、文化交流施設および公園・広場等に係る契約については、令和8年4月を想定しております。	【適用公告資料】 ・契約範囲については記載なし